

平成 29 年 3 月 17 日  
原子力安全対策課  
( 2 8 - 2 6 )  
< 1 5 時資料配付 >

高浜発電所の原子炉設置変更許可申請について  
(高浜発電所 3、4 号機の常設直流電源設備の設置等)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子炉等規制法に基づく新規制基準に対応するため、本日、原子力規制委員会に対し、高浜発電所 3、4 号機の常設直流電源設備\*の設置等に係る原子炉設置変更許可申請を行った。

※常設直流電源設備

新規制基準に基づき、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、これまでに、既設の蓄電池（1 系統目）容量の増強や可搬式の直流電源設備（2 系統目）の配備が行われている。

これらに加え、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3 系統目）の設置が求められており、その設置期限（法定猶予期間）は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 28 年 1 月 12 日改正）において、本体施設の工事計画認可後 5 年以内と定められている。

添付資料：高浜発電所 3、4 号機の常設直流電源設備の設置等について（概要）

問い合わせ先（担当：清水）  
内線 2353・直通 0776(20)0314

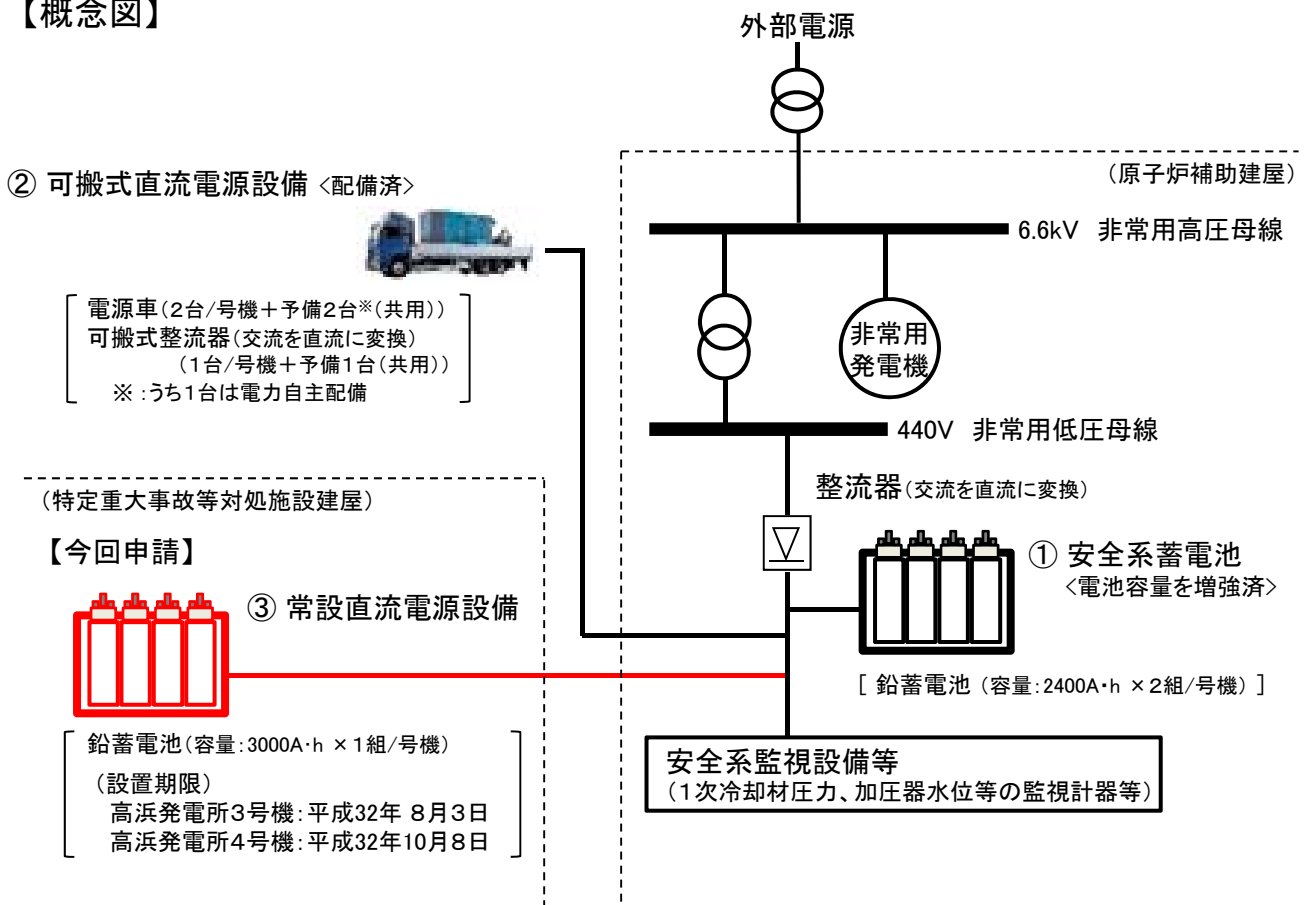
## 高浜発電所3、4号機の常設直流電源設備の設置等について（概要）

### 1. 高浜発電所3、4号機の常設直流電源設備の設置について

重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置する。

〔 常設直流電源設備（3系統目）は、本体施設の工事計画認可（高浜発電所3号機：平成27年8月4日、高浜発電所4号機：平成27年10月9日）から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。 〕

#### 【概念図】



### 2. 高浜発電所1号機から4号機の緊急時対策所の設置に係る記載内容の適正化について

高浜発電所1号機から4号機の緊急時対策所を設置（平成30年度内運用開始予定）後、高浜発電所3、4号機の緊急時対策所（高浜発電所1、2号機中央制御室下会議室）を撤去する。